

2	公立高校奨学給付金事業	H26-	397,918	265,916	4,828	高校生の保護者	保護者等の住民税所得割額が非課税である世帯の高校生にかかる、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、給付金を保護者へ支給した。	活動指標	補助対象者への支給率(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・保護者等の住民税所得割額が非課税である世帯保護者へ給付金を支給した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・教育の機会均等のための保護者の経済的負担軽減に寄与した。	○
			374,286	249,797	4,783			100	100	100%				
			402,031	268,426	4,784			数値目標なし	4,630	—				
	教育環境整備課						成果指標	給付金受給者数(人)	数値目標なし	4,243	—			
3	高等学校遠距離通学費補助金	S48-	11,879	11,833	3,218	高校生の保護者	公立高等学校の遠距離通学生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助した。	活動指標	補助対象者への支給率(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・一定以上の通学費を負担している保護者の経済的負担の軽減に寄与した。	
			9,134	9,090	2,392			100	100	100%				
			15,395	15,368	2,392			数値目標なし	622	—				
	教育環境整備課						成果指標	補助受給者数(人)	数値目標なし	489	—			
4	高等学校定時制・通信制課程修学奨励費	S49-	6,438	6,438	805	高校生	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため、学資の貸与及び教科書・学習書の無償給与を行った。	活動指標	補助対象者への支給率(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・学資の貸与及び教科書の無償給与により、勤労青少年の修学促進に寄与した。	
			6,369	6,369	797			100	100	100%				
			9,524	9,524	797			数値目標なし	563	—				
	教育環境整備課						成果指標	補助受給者数(人)	数値目標なし	547	—			
5	公立高校離島高校生修学支援費	H24-	16,161	8,288	805	高校生の保護者	高等学校が設置されていない離島から、本土又は離島の高等学校へ通学する生徒の通学に必要な経費又は居住費の一部を補助した。	活動指標	補助対象者への支給率(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・高校未設置離島からの通学の際に、必要となる経費を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。	
			11,941	5,971	797			100	100	100%				
			13,658	6,829	797			数値目標なし	84	—				
	教育環境整備課						成果指標	補助受給者数(人)	数値目標なし	63	—			
6	長崎県育英会助成費	H9(以前)	45,482	45,482	805	長崎県育英会	向学心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により、高等学校及び大学等への修学が困難なものに対し、学資の貸与を実施している公益財団法人長崎県育英会へ助成した。	活動指標	—	—	—	●事業の成果 ・奨学金制度の実施をしている長崎県育英会に運営費の補助を行うことにより、安定的な運営に寄与した。		
			44,896	44,896	1,594			—	—	—				
			44,923	44,923	1,595			数値目標なし	663	—				
	教育環境整備課						成果指標	新規貸与者数(人)	数値目標なし	749	—			
7	高等学校私立学校助成費(高等学校等修学支援事業等)	H12-	2,457,569	329,684	13,677	高校生等	私立高等学校に係る授業料については、保護者負担の軽減を図るため、年収910万円未満(市町村民税と県民税の所得割額合計が507,000円未満)の世帯の所得に応じ、就学支援金を支給しており、さらに、年収430万円未満の世帯に対しては、就学支援金に加えて授業料軽減補助金を支給した。また、低所得の世帯に対しては、授業料以外の教育費負担を軽減するため奨学給付金を支給した。	活動指標	受給者数(人)	数値目標なし	10,479	—	●事業の成果 ・保護者等の住民税所得割額が507,000円未満の世帯の高校生に対し、就学支援金を支給し、低所得の世帯に対しては、奨学給付金を支給した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・教育の機会均等のための保護者の経済的負担の軽減に寄与した。	○
			2,382,114	309,521	13,551			数値目標なし	10,586	—				
			2,452,249	347,239	13,553			数値目標なし	—	—				
	学事振興課						成果指標	—	—	—	—			

8	取組項目 i	私立専門学校生への経済的支援事業	H28-	2,672	0	1,609	専門学校生	【国の調査事業】専門学校生に対する経済的支援について総合的な検討を行うことを目的とした国の調査事業。専門学校が経済的に就学困難な生徒に授業料減免をした場合、対象となった専門学校に対して県から支援金を支給した。(学校法人が代理受領)事業終了後に専門学校及び生徒に対して県がアンケートを実施し、国がその結果をとりまとめた。	活動指標	授業料を減免した学校数(校)	数値目標なし	5	—	●事業の成果 ・本事業に協力した専門学校4校(生徒20名)に対し助成を行った。
				2,091	0	1,594					数値目標なし	4	—	
				3,410	0	1,594					数値目標なし			
	学事振興課					数値目標なし			26	—				
							成果指標	授業料の減免を受けた生徒数(人)	数値目標なし	20	—			
									数値目標なし					
9	取組項目 ii	特別支援教育就学奨励費	S33-	246,910	123,563	4,828	児童生徒の保護者	特別支援学校への就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済状況に応じて、就学に必要な経費(交通費、学用品費等)を助成した。	活動指標	補助対象者への支給率(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・特別支援学校へ通学する児童生徒の保護者へ、保護者の経済状況に応じて、就学に必要な経費(交通費、学用品費等)を助成した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・保護者の経済的負担を軽減するとともに、障害のある子どもたちの教育環境の充実に寄与した。
				252,354	127,342	4,783					100	100	100%	
				273,446	136,797	4,784					数値目標なし	1,542	—	
	教育環境整備課					数値目標なし			1,544	—				
							成果指標	補助受給者数(人)	数値目標なし					
									数値目標なし					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 授業料等を含む教育にかかる保護者負担の軽減

- ・授業料相当額を支給する就学支援金では、約88%が受給している。
- ・授業料以外の教育費の負担軽減を図るための奨学給付金では、約16%が受給している。また、第1子(公立:82,700円、私立:98,500円)と第2子(公立:129,700円、私立:138,000円)との給付金額に大きな差がある。
- ・離島高校生修学支援では、公立・私立併せ80人(平成30年度実績)に対して通学費及び居住費の補助を行っている。
- ・私立高等学校の保護者の経済的負担軽減に関しては、年収250万円以上の世帯の負担が依然として大きい状況となっている。
- ・平成28年度から国の委託を受け、専門学校生への経済的支援について総合的な検討を行うことを目的とした調査事業を実施しており、その成果は、調査事業終了後、国がとりまとめることとなっている。

ii) 特別支援学校への就学に要する保護者負担の軽減

- ・就学奨励費は、特別支援学校の在籍者の約93%にあたる1,544人(平成30年度実績)が受給している。

4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しが無い場合は「—」と記載)	令和2年度事業の実施に向けた方向性			
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
3	取組項目 i	高等学校遠距離通学費補助金	—	—	引続き、低所得世帯の生徒及び高額な通学費を負担する生徒に対する支援を行っていく。	現状維持	
4		高等学校定時制・通信制課程修学奨励費	—	—	勤労青少年の修学促進のため、今後も同様に事業を継続する必要がある。	現状維持	
5		公立高校離島高校生修学支援費	—	⑤	関係市町に対し、支給限度額の増の働きかけを行っていく。	現状維持	
6		長崎県育英会助成費	—	—	(公財)長崎県育英会は、修学が困難なものに対し学資の貸与事業を実施しており、返還金回収に要する様々な事務費など育英会の円滑な運営のためには、今後も補助をしていく必要がある。	現状維持	
7		高等学校私立学校助成費(高等学校等修学支援事業等)	—	⑩	本事業は、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ちこめる社会をつくるため、授業料等に対して支援し、保護者の負担軽減を図るものである。 経済的理由により就学が困難となることがないように、本事業を継続していく必要があるが、令和2年度から就学支援金の制度改正が行われる予定であるため、国の制度改正に応じて見直しを行う。	改善	
9		取組項目 ii	特別支援教育就学奨励費	—	—	昭和33年度から実施している国庫補助事業である。障害のある子どもたちの教育環境を確保するため、今後も同様に事業を継続していく必要がある。	現状維持

注：「2. 平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点